西条市国土強靭化地域計画 【概要】

1 計画の目的

近年、我が国では、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発、激甚化に晒されており、本市においても、平成30年7月豪雨や台風24号等、例年の台風や豪雨にて風水害により浸水害や土砂災害が発生し、今後30年以内には、80%程度の確率で南海トラフ地震も予測されていることから、本計画を策定し、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、地域の持続的な成長を実現し、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境づくりを行う。

2 基本目標

次の4つを基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」をもった安全・安心な地域・経済社会の構築 に向けた「国土強靭化」を推進する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

3 計画期間

本計画は、西条市総合計画との調和を図るため、第3次西条市総合計画(西条市デジタル田園都市国家 構想総合戦略)の前期計画期間に合わせ、令和11年度までを計画期間とする。

ただし、計画期間中であっても、計画の進捗状況や社会経済情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直 しを実施する。

4 対象とする自然災害(リスク)

(1) 風水害

【理由】

- 近年の地球温暖化等に伴う気候変動により、雨の降り方の局地化や集中化に加え、台風も大型 化していることから、本市でも、台風等豪雨により浸水被害を受けている。
- 土砂災害警戒区域指定箇所数が181箇所ある状況(令和元年11月1日現在。土砂災害特別警戒区域は157箇所)であり、土砂災害の危険箇所を多く抱えている。
- (2) 南海トラフ巨大地震

【理由】

- 平成25年に県が公表した「愛媛県地震被害想定調査結果報告書」によると南海トラフによる 巨大地震が発生した場合、建物及び人的被害として、建物全壊33,132棟・半壊17,541棟、死者 3,648人と甚大な被害が想定される。
- 国の調査機関によれば、今後30年以内に南海トラフでM8~9クラスの地震が発生する確率は 80%程度とされている。

5 脆弱性の評価

本計画では、4つの基本目標を達成するため、国の基本計画に準じ、8つの「事前に備えるべき目標」と30の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を次のとおり設定し、脆弱性の評価を行った。

事前に備えるべき目標 (8項目)		起きてはならない最悪の事態 (30項目)		
	直接死を最大限防ぐ	1-1	巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発 生	
1		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	
1		1-3	台風や集中豪雨等大規模風水害による広域かつ長期的な市街 地の浸水や大規模土砂災害等の発生、また暴風雪や雪害等によ る多数の死傷者の発生	
		2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
	救助·救急、医療	2-2	山間部において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生	
	活動が迅速に行 われるとともに、 被災者等の健 康・避難生活環 境を確実に確保 する	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の 絶対的不足	
2		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱	
		2-5	医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途 絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺	
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の 健康状態の悪化・死者の発生	
3	必要不可欠な行 政機能は確保す る	3-1	行政機関の職員・施設等の行政機能の大幅な低下	
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達で きない事態	
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達 ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
5	経済活動を機能 不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済 活動の低下	
		5-2	金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な 影響	
		5-3	食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下	

6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 6-2 6-3	ライフライン(電気、ガス、上下水道、通信等)の長期間にわたる機能停止 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 基幹的な地域交通ネットワーク(陸、海)の長期間にわたる機能停
		6-4	止 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合 災害・二次災害 を発生させない	7-1	市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交 通麻痺等の大規模な二次災害の発生
		7-2	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流 出による多数の死傷者の発生
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	農地、森林等の被害
	社会・経済が迅速かつ従前より 強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復興の大幅な遅れ
8		8-2	人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等に よる有形・無形文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や 長期浸水の発生等による復興の大幅な遅れ
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等 による地域経済等への甚大な影響

6 強靭化の推進方針

前章の脆弱性の分析、評価結果を基に「起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)」を回避する ために必要な推進方針を定めた。

なお、施策の達成度や進捗状況を把握するため、可能な限り重要業績指標を設定し、毎年度、分析・ 評価や必要な見直し等を行う。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)			
(8項目)		を回避するために必要な推進方針			
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建築物等の耐震化、空き家対策、ブロック塀対策など		
		1-2	海岸保全施設等の整備、水門・陸閘等の閉鎖対策など		
		1-3	河川改修等治水対策の推進、土砂災害防止施設の整備な		
			ど		
	救助・救急、医療活動が	2-1	備蓄の推進、緊急輸送道路の確保、水道施設の耐震化など		
2	迅速に行われるとともに、	2-2	防災へリ離着陸場所の確保、代替ルートの整備、法面の保		
	被災者等の健康・避難生	2-2	全など		

		2-3	消防、警察等関係機関の連携強化、地域の防災意識の向上など
		2-4	避難所の確保、公衆無線LANの整備、防災資機材の充実な ど
		2-5	災害医療体制の充実強化、ドクターへリ等の効率的な運用な ど
		2-6	疫病・感染症対策、遺体対策の体制整備など
		2-7	被災者の健康管理やメンタルケア、災害時のペット対策など
3	必要不可欠な行政機能 は確保する	3-1	業務継続計画(BCP)の推進、受援体制の強化、訓練の充実など
	必要不可欠な情報通信 機能・情報サービスは確 保する	4-1	通信基盤の強化、非常用電源の確保、衛星携帯電話の整備など
		4-2	防災行政無線やメール、アプリ、SNSによる災害情報の発信
		4-3	防災教育の充実、防災訓練の実施、要配慮者支援対策など
;	経済活動を機能不全に 陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断対策、エネルギー供給体制の確保 など
5		5-2	金融機関における防災対応の推進
		5-3	食料等の供給体制の確保、物流機能の維持・早期再開など
	ライフライン、燃料供給関	6-1	ライフライン事業者との連携、エネルギー供給の多様化など
	連施設、交通ネットワーク	6-2	汚水処理施設の防災対策、合併浄化槽の整備の促進など
6	等の被害を最小限に留	6-3	地域道路ネットワークの構築、耐震強化岸壁の整備など
	めるとともに、早期に復旧 させる	6-4	広域的な応援体制の整備、海岸保全施設の嵩上げや耐震 化など
	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地の火災対策、緊急車両等通行経路の確保など
		7-2	ため池の耐震対策、ため池浸水被害想定区域図の作成など
7		7-3	有害物質の拡散防止対策、事業所の有害物質保管状況の 把握など
		7-4	農地・農業水利施設の適切な保全管理、森林の荒廃対策な ど
	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物処理計画の推進、災害廃棄物処理体制の強化 など
		8-2	地域コミュニティの活性化、地域外からの移住の促進など
8		8-3	文化財の耐震化、博物館における展示・収蔵方法の見直しなど
		8-4	堤防・護岸・水門等海岸保全施設の整備、住宅の応急修理 対策など
		8-5	風評被害等を防ぐための適切な対応